

平成 26 年第 1 2 回

おおい町農業委員会議事録

おおい町農業委員会  
(平成 26 年 12 月 24 日)

召集年月日 平成26年12月24日(水)

召集の場所 おおい町役場正庁ホール

開会 平成26年12月24日 午前10時00分

閉会 平成26年12月24日 午前10時55分

出席委員(18名)

1番 山本 修      3番 小原好一      4番 西 忠彦(会長)  
5番 中川啓二      7番 寺本清二      8番 中嶋義男  
9番 小川宗一      10番 渡辺俊策      11番 東 茂正  
12番 木村正行      14番 石橋高志      16番 猿橋 巧  
17番 小間美也子      18番 吉岡靖夫      20番 小畑信幸  
21番 田中 廣(職務代理)      22番 大下利男

欠席委員(4名)

6番 福井明美      13番 山下大三郎      15番 粟谷善一  
19番 藤原義隆

出席事務局

事務局長 反田志郎      次長 奥 治房      書記 竹浦千鶴

提出議案

議案第35号 農地法第5条第1項の規定による転用及び所有権  
移転許可申請審議について

議案第36号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に  
よる農用地利用集積計画審議について

事務局長

皆さんご苦労様です。

ただ今から、平成26年第12回おおい町農業委員会を開催いたします。

本日の日程についてご案内をさせていただきます前に、

2番松宮委員におかれましては、11月30日付でJAの理事を解任され、併せて農業委員会委員を離職となっております。後任のJA推薦理事につきましてはJAへ推薦依頼をしておりますので、決まり次第ご報告いたします。

また、本日の欠席者は、6番福井委員、13番山下委員、15番粟谷委員、19番藤原委員の4名から欠席の連絡を受けております。

本日の議案は、あらかじめ届けさせていただいております2議案を予定しております。よろしく願いいたします。

開会にあたりまして、会長から、開会のあいさつをいただきたいと存じます。

よろしく願いいたします。

会長

本日は、平成26年第12回おおい町農業委員会を招集させて頂きましたところ、皆様方には何かとお忙しい中、ご出席頂きまして誠にありがとうございます。

平成26年は一度も委員会を欠かすことなく開催できましたこと、又、現地確認や県大会への出張等ご苦労様でした。

それでは、本日上程の2議案、慎重審議いただきますよう、よろしく願い申し上げます。

議長

それではただ今から議事に入ります。

本日の出席委員は、17名でございます。よって会議規則第6条の規定により会議が成立いたしますので、お手元の会議日程に基づいて会議を進めさせていただきます。

議長

日程1 会議録署名委員の指名についてであります。恒例により、わたしのほうから指名させていただいてよろしいでしょうか。

(異議なし)

議長

それでは、12番 木村委員さんと14番 石橋委員

さんを指名いたします。

議長 日程 2 議案第 35 号農地法第 5 条第 1 項の規定による農地の転用及び所有権移転許可申請審議についてを議題とします。

それでは、議案の内容について事務局から説明致します。

局長 はい、議長

議案第 35 号は、おおい町〇〇の〇〇〇〇〇〇氏の農地を同じく〇〇の〇〇〇〇〇〇氏が自身の経営する会社の従業員用駐車場とするため売買により取得し、転用するものであります。

詳細は、書記の竹浦に説明させます。

書記 はい、議長

(議案第 35 号資料説明)

譲受人は、議案資料 3 頁のとおり、黄色の部分に会社を構えていまして、現在は、山側の青色の部分従業員駐車場として他の人から借りていますが、その土地は登記が【田】であり、水捌けも悪いことから、会社から近い申請地に駐車場を持ちたいとのことです。

この申請の許可基準につきましては、第 3 種農地の要件であるおおむね 300m 以内に町役場が存する公共的施設の整備の範囲に該当し、申請地から約 200m の所におおい町役場がありますので、許可できるものと判断されます。

議長 ただ今、事務局から説明がありましたが、この案件につきまして、農地委員さんに現地確認をして頂いており ますので、農地委員さんからご報告願います。

中川委員 はい、議長

中川委員 本案の現地につきましては、18 日の午前中、東委員長と事務局 2 名同行のもと、申請地と、譲受人の会社、現在の借地を確認してまいりました。

今回駐車場が必要となった経緯ですが、現在の借駐車

場は今年の9月から借りているとのことで、それまでは、役場向かいの〇〇〇〇横の、現在〇〇〇〇が建設中の場所が駐車場でした。この土地の所有者は〇〇〇氏として、〇〇〇〇建設により、駐車場がなくなったため、現在の借地に駐車しているとのことです。借地の現況は埋め立てられており原野となっていますが、登記は田でありまして、引き続き駐車場として利用する場合は転用申請が必要ですが、今回の申請許可後には使用しないとのことです。

〇〇〇氏自身、他に駐車場として利用できる土地を所有しておらず、申請地は既に埋立てられ雑種地となっており、耕作を再開するのも難しいことから、今回の申請はやむを得ないと判断いたしました。

議 長 事務局からの説明と、ただ今、農地委員さんからご報告がございましたが、何かご意見、ご質問ございませんか。

渡辺委員 転用前から雑種地では始末書が必要なのでは。

田中委員 今後も同じようなケースを簡単に認めるのか。

書 記 始末書の提出を求めます。

猿橋委員 進入路はどこからになるのか。

書 記 すでにある公衆用道路からの進入となります。

田中委員 申請事由は正しいのか。

書 記 譲受人が土地を所有し、自身が経営する会社へ貸すことで駐車場経営となっております。県の許可案件ですので、委員会後、県へ確認いたします。

田中委員 県に任せず、町の委員会にあげる前に解決すべき。

議 長 それではご異議はございませんか。

(異議なし)

議長 ご異議がないようでございますので、議案第35号農地法第5条第1項の規定による農地の転用及び使用貸借権設定許可申請審議については、許可相当の意見を付して県へ進達するものと決定します。

議長 日程3農用地利用集積計画審議に入ります前に、私の案件がありますので、おおい町農業委員会会議規則第10条「議事参与の制限」の規定により、一時、席を外すこととなりますので、会長代理の21番田中委員に議長をお願いしたいと思います。田中代理、お願いいたします。なお、10番渡辺委員、18番吉岡委員におかれましても同じく案件がございますので退出をお願いいたします。

(会長・渡辺委員・吉岡委員退席)

田中議長 西会長の議事参与の制限から、臨時議長を務めさせていただきます。

議長 日程3 議案第36号農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画審議についてを議題とします。この案件は、おおい町長から同意を求められたものであります。

それでは、議案について事務局に説明させます。

局長 議案第36号は、農業経営基盤強化促進法第18条に基づく利用権を設定するものであり、おおい町農業委員会に同意を求めるものであります。詳細については、次長の奥に説明させます。

次長 はい、議長

(議案朗読)

議案第36号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画審議について説明させていただきます。

5ページをご覧ください。

(議案朗読)

いずれも始期は、平成27年1月1日からとなり、新規設定が42件で65,311㎡、更新が74件14

5, 956 m<sup>2</sup>の合わせて116件211, 267 m<sup>2</sup>となります。

期間別には、平成29年12月末までの3年間で終期に設定された筆が23筆で44, 406 m<sup>2</sup>になります。

平成32年12月末までの6年間で終期に設定された筆が23筆で45, 640 m<sup>2</sup>になります。

平成33年12月末までの7年間で終期に設定された筆が16筆で25, 048 m<sup>2</sup>になります。

平成36年12月末までの10年間で終期に設定された筆が54筆で96, 173 m<sup>2</sup>になります。

権利の種類別には、使用貸借によるものが、96件、178, 221 m<sup>2</sup>。賃借権によるものは、20件、33, 046 m<sup>2</sup>あり、反当り1千円から1万円、または、20キロから30キロの物納があります。

借受地、借受人につきましては、効率的利用が図られ、農作業に常時従事が可能で、下限面積以上であり、地域調和も図られるなど、いずれの方も、農地法第3条第2項各号には該当せず、町が定めております「農業経営基盤の強化に促進に関する基本的な構想」に照らしましても、許可要件のすべてを満たしていると考えます。

議長 　　ただ今、事務局から説明がありましたが、この案件につきまして、農地委員さんに現地確認をして頂いておりますので、農地委員さんからご報告願います。

東委員 　　はい議長

本案の現地につきましても、18日の午後、中川委員と私と事務局2名で現地を確認してまいりました。

農用地利用集積計画は、再設定76筆、新規設定40筆で、5条申請地の確認のあと、現地の確認を予定しておりましたが、あいにくの積雪により、現地確認を省略させていただきました。11月、皆様にお世話になりました「農地パトロール」の結果と照らせ合わせることで、耕作放棄地でないことを確認しました。

今回の申請地の中には、〇〇の認定農業者の〇〇さんが、積極的に集積され、経営面積を拡大されておりますことは、大変喜ばしいことでもあります。

また、以前、〇〇地係において「〇〇〇〇〇〇」の栽培地が、経営不振により、一時期、耕作放棄地状態となって

おりましたが、今回、〇〇町の方が、再度、「〇〇〇〇〇〇〇」の栽培により参入される計画もあり、農地の有効利用が図られることが期待されると感じました。

冒頭申し上げました「農地パトロール」に際しましては、委員各位のご協力のもと、町内全域の調査を完了することができましたので、この場をお借りいたしまして、速報値ではございますが、報告させていただきます。再生が可能である農地としてA判定の「イエロー」と判定しました農地は24.1ヘクタール

再生不可能と判断した農地としてB判定の「レッド」と判定しました農地は12.1ヘクタール

前年対比、イエロー判定が、24.0ヘクタールから0.1ヘクタールの微増となりましたが、レッド判定は、8.9ヘクタールから12.1ヘクタールと3.2ヘクタール大きく増える結果となりました。

イエロー判定の農地が、耕作されず、レッド判定へと進んでいったことがうかがえます。

このことは、谷あいの奥地の農地からその進行がうかがえます。獣害、水利の不便に加え、米価の下落により、条件不利地が見放されていく現状が見えてきております。

今後は、利用集積による効率的経営を進めるため、このような制度を利用し、より低コストな農業経営を目指していただくよう、委員としても、後押ししていく必要があると感じましたことを含め、報告に代えさせていただきます。

議長 ただいまの事務局からの説明と農地委員さんからご報告がございましたが、何かご意見、ご質問ございませんか。

小原委員 借受期間と借受人の年齢を考えると、10年は大丈夫なのか。

役場が受け付ける時に年齢は分かる。息子が後を継ぐ確約もないのに申請をそのまま受け付けるのはどうか。

局長 借受人が亡くなったらどのような手続きが必要になるか、年齢について等、農林水産課で検討してもらいます。

議長 それでは、何かご異議はございませんか。

(異議なし)



議 長           ご異議がないようでございますので、議案第34号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画審議については、同意することといたします。

                  これにて、議案第7号の審議が終了しましたので、退室されました委員の入室の準備をお願いするとともに、議長を後退します。

                  (会長・渡辺委員・吉岡委員入室)

西 議 長        それでは、改めまして、その他につきまして、事務局よりお願いいたします。

                  (事務局報告)

議 長            それではこれで、平成26年第12回の委員会を終了いたします。慎重審議ありがとうございました。